

由布市告示第96号

平成20年第4回由布市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成20年10月28日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成20年11月4日
- 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

高橋 義孝君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	西郡 均君
渕野けさ子君	太田 正美君
二宮 英俊君	藤柴 厚才君
佐藤 正君	江藤 明彦君
佐藤 人巳君	田中真理子君
利光 直人君	久保 博義君
小野二三人君	吉村 幸治君
工藤 安雄君	生野 征平君
山村 博司君	後藤 憲次君
丹生 文雄君	三重野精二君

---

○応招しなかった議員

小林華弥子君

---

---

平成20年 第4回（臨時）由布市議会会議録（第1日）

平成20年11月4日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

平成20年11月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」
- 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 議案第79号 教育委員会委員の任命について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」
- 日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 議案第79号 教育委員会委員の任命について
- 

出席議員（24名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 2番 高橋 義孝君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君  |

9番	browse けさ子君	10番	太田 正美君
11番	二宮 英俊君	12番	藤柴 厚才君
13番	佐藤 正君	14番	江藤 明彦君
15番	佐藤 人巳君	16番	田中真理子君
17番	利光 直人君	18番	久保 博義君
19番	小野二三人君	20番	吉村 幸治君
21番	工藤 安雄君	22番	生野 征平君
23番	山村 博司君	24番	後藤 憲次君
25番	丹生 文雄君	26番	三重野精二君

---

欠席議員（1名）

1番 小林華弥子君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長	野上 安一君	書記	衛藤 哲雄君
書記	馬見塚量治君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	清水 嘉彦君
教育長	清永 直孝君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	総合政策課長	島津 義信君
市民課長	佐藤 鈴江君	会計管理者	米野 啓治君
産業建設部長	荻 孝良君	農政課長	河野 隆義君
健康福祉事務所長	立川 照夫君	環境商工観光部長	吉野 宗男君
商工観光課長	服平 志朗君	挾間振興局長	後藤 巧君
庄内振興局長	川野 雄二君	湯布院振興局長	太田 光一君
湯布院地域振興課長	古長 雅典君	教育次長	高田 英二君
教育総務課長	河野 眞一君	消防長職務代理者	浦田 政秀君
消防本部予防課長	杉丸 勝樹君		

---

午前10時00分開会

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。今年台風災害もなく、稲の作況も豊作と聞いております。市内ほとんどの地域で稲作の収穫作業も終了しております。さきに開催の「おおいた国体」では、議員各位におかれましては、ボランティア参加や応援業務など大変ご苦労様でございました。本日ここに、平成20年第4回由布市臨時会が招集されましたところ、議員各位には、公私とも何かとご多忙のなか、ご出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

さて、本臨時会は承認3件、議案1件が提案されております。よろしく審議方、お願いを致します。それでは本臨時会の開会にあたり、招集者であります市長より挨拶を頂きます。

○市長（首藤 奉文君） 議長。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。市内では水田の稲穂の刈り取りも終わりました、秋の深まりを感じさせる今日この頃でございますが、議員皆様方には、お変わりなくご活躍のことと存じ上げます。42年ぶりに開催されました「おおいた国体」も、市内では9月11日から10月7日までの、5つの競技で熱戦が繰り広げられまして、成功裏に無事に終了致しました。これもひとえに、議員をはじめ、多くのボランティアの皆様方のご理解とご協力のおかげであると、この場を借りて厚くお礼を申し上げます。また、昨日は「由布市内神楽祭り・ふるさと祭り」が行われまして、あの神楽殿の会場がいっぱいになるほどの多くの方々が見えられまして、由布高校の、日本一の神楽が見たいという方も大変多く、大きな賑わいがありましたこと、そしてまた、今度は8日、9日に行われます「きちょくれ祭り」がこのようにまた盛大になりますように、我々もまた努力をしていきたいと思っております。

さて、本日は、平成20年第4回臨時会を招集致しましたところ、全議員の皆様のご出席を頂き、誠にありがとうございます。あ、1人欠席でございました。議員皆様のご出席を頂き、誠にありがとうございました。本臨時会では、人事案件1件、専決処分案件3件を提出致しております。慎重なるご審議をお願い申し上げます。なお、本臨時会の招集告示後に、付議案件を2件、撤回を致しました。議員の皆様には大変なご迷惑をおかけしたことを、この場を借りてお詫びを申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い致します。

○議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は24人です。小林議員から所用のため欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第4回由布市議会臨時会を開会します。執行部より市長、副市長、教育長、各部長、及び関係課長の出席を求めてお

ります。

これから本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（三重野精二君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番久保博義君、19番小野二三人君の2名を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定について

○議長（三重野精二君） 次に、日程第2、会期の決定について、を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定致しました。

---

#### 日程第3. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

#### 日程第4. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」

#### 日程第5. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」

#### 日程第6. 議案第79号 教育委員会委員の任命について

○議長（三重野精二君） これより議事に入ります。日程第3、承認第4号『専決処分の承認を求めることについて「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」』から、日程第6、議案第79号「教育委員会委員の任命について」までの4件を一括上程します。市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、一括して提

案理由のご説明を申し上げます。

本臨時会でご審議をお願い致します案件は、専決処分の承認案件3件、人事案件1件、合わせて4件でございます。それでは、提案理由を順次ご説明申し上げます。

最初に、承認第4号から承認第6号までは専決処分の承認を求めるものでございます。

まず承認第4号、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明を申し上げます。今回の改正は、株式会社日本政策金融公庫法、同法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び株式会社商工組合中央金庫法が平成20年10月1日から施行されることに伴い、関係する6条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

次に、承認第5号、由布市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。今回の改正は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、承認第6号「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。今回の改正は、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

今回、専決処分の承認をお願いする条例改正につきましては、先の定例会以後、条例改正の必要が判明したものでありまして、本来ならば各法律の施行前に議会に提案し、議決を頂いて条例改正を行うべきものでございますが、事務手続きに支障をきたさないため、いずれも9月30日に専決処分し、10月1日に公布、施行致しました。

なお、今後は官報等のチェックに遺漏がないよう努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、議案第79号、教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。現教育委員であります土山和美氏が、平成20年11月18日をもって任期満了となります。つきましては、土山氏を再任致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

土山氏は、大分県立厚生学院を卒業後、大分大学付属病院の看護師として医療に携わり、退職後は、挾間町の幼稚園、小学校、中学校でPTA役員を歴任され、保護者の立場から教育に携わってこられるとともに、平成17年には合併後の由布市の暫定教育委員、11月には市議会の同意を得て教育委員に就任し、これまで市の教育行政に尽力されました。今後も教育委員として十分任務を果たされる方でございます。なお、同氏の略歴を添付致しておりますので、参考にして頂きたいと思っております。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当部

長、課長からご説明を申し上げますので、何卒慎重なるご審議の上、ご賛同頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三重野精二君） 市長の提案理由の説明が終わりました。次に、ただいま上程されました各議案について、詳細説明を求めます。まず、日程第3、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 承認第4号の詳細説明を行います。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。平成20年11月4日提出、由布市長。次ページをご覧ください。専決処分書でございます。次のページをご覧ください。株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。第1条で、由布市農林漁業金融公庫融資条例であります。株式会社日本政策金融公庫法が平成19年5月25日に公布をされまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行などが統合致しまして、株式会社日本政策金融公庫となりました。この施行日が平成20年10月1日となっております。従いまして、由布市農林漁業資金融資補償条例の第1条、第3条第2号、第4条及び第5条中、「農林漁業金融公庫」という文言がございます。これを「株式会社日本政策金融公庫」と改めるものでございます。なお、第1条のこの条例でございますが、市の農業振興計画に基づいて施行される事業、資金の融資を円滑にするため、農林漁業金融公庫からの融資を補償することと定めているものでございます。次に第2条、由布市土地改良事業資金融資補償条例でございます。これは国、県及び市が行う土地改良事業の円滑を図るための地元分担金の融資によって生ずる損失の補償制度を目的として定めた条例でございます。この条文の中にも第4条中、「農林漁業金融公庫資金」という文言がございますので、これを「株式会社政策金融公庫資金」に改めるものでございます。次に第3条でございます。これは由布市農業構造改善事業資金融資補償条例でございますが、由布市の農業者等に対し、農業構造改善事業の実施に伴う融資を円滑にするための、農業協同組合が組合に対して、融資によって生ずる損失の補償制度を定めているものでございます。この条文中、第4条中に「農林漁業金融公庫資金」という文言がございます。これを「株式会社日本政策金融公庫資金」に改めるものでございます。第5条1項中も同じ趣旨でございます。次に第4条で、由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例でございます。これも由布市の農業者等に対し、梨団地経営に係る融資を円滑にするため、農林漁業金融公庫が組合に行う融資によって生ずる損失の補償制度を定めているものでございます。この条文中、第1条、第5条第1項、第6条、

第7条、第8条第2項、及び第9条中、「農林漁業金融公庫」というものを「株式会社政策金融公庫」に改めるものでございます。次に第5条の、由布市中小企業者店舗等整備融資金利子補給条例でございます。これは市の推進する事業と認めた中小企業者の店舗等の整備、及び改善のため必要な資金、融資を融資機関から受けた場合に、その利子に対して利子補給を行うことを定めた条例でございます。この条例の中の第2条第3号中、「政府系金融機関（中小企業金融公庫・商工組合中央公庫・国民生活金融公庫）」とあるものを「株式会社日本政策金融公庫」並びに「株式会社商工組合中央金庫」と改めるものでございます。なお、大分銀行については、「大分銀行」、「豊和銀行」というふうには文言には入っておりますが、正式には「株式会社大分銀行」、「株式会社豊和銀行」でございますので、この部分については、条例の整備を行ったところでございます。次に第6条、由布市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正でございます。この第5条第1号中、「第13条第1項第3号」を「第13条第1項第4号」に改めるということでございます。これは、第13条第1項第3号というものは、独立行政法人国際協力機構の業務の範囲を定めているものでございまして、この条文が改正をされましたので、号ずれが生じておりますので、それを訂正をしたものでございます。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」について、詳細説明を求めます。消防長職務代理。

○消防長職務代理者（浦田 政秀君） 消防長職務代理者でございます。承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、由布市火災予防条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成20年11月4日提出。由布市長。次のページをお願い致します。専決処分書でございますが、これにつきましては、建築基準法施行令の一部が改正されたことに伴いまして、条例の整備を行うものでございます。次のページでございますが、由布市火災予防条例の一部を改正する条例。由布市火災予防条例の一部を次のように改正する。第29条の3第1項第2号中、「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。この第13条第1項につきましては、避難施設等の範囲を謳っているものでございます。以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、日程第5、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について、詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 承認第6号の詳細説明を行います。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、由布市使用料及び手数料条例の一部改



正について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。平成20年11月4日提出。由布市長。次ページには、専決処分書を載せております。次のページをご覧頂きたいと思えます。由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。由布市使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。この条例の第6条には、「市長は、災害、その他特別の事情があると認める者に対して、使用料または手数料の全部もしくは一部を免除し、または」とあります。この第2項の「別表第8に掲げる事項に該当する者に対しての証明、戸籍事項について、これを無料で交付をする」という項目でございます。次ページをご覧になって頂きたいと思えます。これが別表第8でございますが、この(21)の「社会保障に関する日本国とドイツ云々」とあります。次に(21)に同じく、アメリカ合衆国との関連がございます。これを社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律と、国の方が一本にまとめましたので、従いまして、この部分を統合して、無料で戸籍情報を交付するのは、この各国との協定していたものを一本化したというものでございます。これは内容につきましては、外国に在籍をする年金期間を、この間を通算して協定するという条文の法律が整備をされたということで改正になっております。以上でございます。

○議長(三重野精二君) 次に日程第6、議案第79号、教育委員会委員の任命について詳細説明を求めます。教育次長。

○教育次長(高田 英二君) 教育次長の高田でございます。それでは、議案第79号、教育委員会委員の任命についての詳細説明をさせていただきます。議案第79号、教育委員会委員の任命について。下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。記。住所、大分県由布市挾間町東院〇〇〇〇番地〇〇。氏名、土山和美。生年月日、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ。平成20年11月4日提出。由布市長、首藤奉文。提案理由、教育委員会委員の任期が、平成20年11月18日をもって満了となり、再び任命したいためでございます。なお、履歴書については裏面に添付してございます。以上でございます。

○議長(三重野精二君) 以上で各議案の詳細説明が終わりました。お諮りします。ただいま上程された議題となっております各案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三重野精二君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。これより、審議に入ります。日程第3、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 市長が提案理由の説明の中で、法律の公布、施行が10月1日ということをおっしゃいましたが、法律そのものの施行日は、公布と同時に施行なんです。唯一違うのは、株式会社商工組合中央金庫法だけが施行日が10月1日になっているんですね、2008年の。遡ってみますと、一番下の独立行政法人の国際協力機構法の一部が改正されたのが2006年、2年前の11月です。そして、今言った株式会社商工組合中央金庫法が出来たのが2007年6月1日、去年ですね。そして、その上の日本政策金融公庫法及び日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、同じく2007年5月25日、両方ともですね。公布と施行が同じです。それを見てみますと、官報をやっばつぶさに見ておらないとと言うけども、それだけの問題じゃないというふうに私は思うんです。それで、準則がきてないのかと思うんですけども、見落としたのか、それともそういうものがなくてですね、こちら側から気付いてそういうふうにしたのか。コマーシャルとか色々やっていますけんね、パンフレットもきてますから、どういうふうにしてそれを気が付いたのか、そのへんを明らかにして欲しいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 8番議員にお答えを致します。この関係の準則はきておりません。これにつきましては、条例の整備を行っている段階で、担当者が気付いて整備をしたということでございます。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 実は、準則がきてんですね。10月8日付けですね。10月8日って言うたら、法が施行されて1週間経ったときなんです。地域振興課長から全ての市町村長に。そして、そのこと自体も問題なんです。結局10月1日に人事院が、要するに最後の条例の関係で、総務省に通知し、総務省が各県におろしたのが3日です。県が市町村に出したのが8日ということですね。県の方がずさんだし、国はもっとひどいんですね。そういう点では、今度これに気が付いた由布市の法令の係っているのは、素晴らしい人をやっばり置いているなって、私自身感心しているんですわ。それにしても、その目配せが、こういう目配せが法律の担当者じゃなくて担当課で出来ないというところに、非常に問題があると思うんです。これの説明会が6月ですか。農政課も行って、担当者も行ってます。そして、パンフレットもこういうのを頂いてきてんですね。だから、そういう点で言えば、自分ところの関係する、そういう条例が変わると言うことが明らかに分かるにも係らず、それが横の連絡が全くされていないと。そういうことを気付いて、ちょっと優秀な法令係を置いているのはいいんだけど、それに対するチェック体制ですか。ちなみに、県の方にやかまし言ったんです、私は。そして県は、こういうこともあろうかと思って3年に1回は全部ローリングかけてますというふう

に言っていました。実は、もともと準則そのものが出されなくてね、後追いでこういうかたちで知らせるなんちゅうことは、あっちゃあらない話なんですけども、そのくらい国はいい加減なんですよね。だから、そういうことも含めて、これは市長、副市長どっちも結構なんですけども、今後の対応をどういうふうに考えているのか、お願いします。

○議長（三重野精二君） 副市長。

○副市長（清水 嘉彦君） これは本当に組織全体としてチェックすることが大変必要なことだと思っております。それで今、案なんですけど、予算編成とそういった過程の中で、自分達の仕事はどういう法律に基づいて行われているのかということもヒアリングの中できちっとチェックするような体制を、今後つくっていききたいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これより承認第4号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて「株式会社日本政策金融公庫法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」は、承認することに決定しました。次に、日程第4、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これも同様の質問を致します。準則がきているのかどうか、お尋ね致します。それと、政令そのものが平成19年、2007年の49号ということで出されます。2007年3月16日なんですね、政令そのものが。それで、なぜこんなにそのまま放置されてたのかというのが、ちょっと疑問なんですけどね。どういうふうにして気が付いたのか、準則で気が付いたのか、準則を探し出して気が付いたのか、それとも別のかたちでなんか気が付いたのか、それを教えて頂きたいんですが。

○議長（三重野精二君） 消防長職務代理。

○消防長職務代理者（浦田 政秀君） 今回気が付いたことにつきましては、庄内庁舎の総務課の担当者の方から連絡があり、気が付いたものでございます。以上です。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） そういう点では、担当者も素晴らしいと思うんですけどね。実は準則を調べたら、例を出していないんですね。火災予防条例は例を出して、火災予防条例の変更を全部今までしてきたんですけども、これについては例が出てないということで、中央も出してないということで、県も何ら関知してないということで、そういう通知もしてませんでした。だから、由布市が独自に分かったということなんですけども、法律そのものはさっき言ったように、去年の3月に政令が出されて、そして、条文が変わるということが明らかになっているわけですから、本来ならば、火災予防条例を所管しているところが、そんなものを察知して、そしてきちっとしなきゃならんのですけども、なかなか業界紙や色んなものを見る機会がないと思います。参考までにお尋ねしますけども、官庁速報等についてはそういうことが載っているんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 官庁速報（「今とっていないかな」と発言する者あり）官報のこと（「違う、違う」と発言する者あり）官庁速報はとっていないと思います。（「とっていない」と発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ここで挟間の職員は誰かいますかね。島津さん。官庁速報等には、ずっと挟間のときはととったんですけども、こういう法改正のやつはほとんど出とったというふうに私は記憶してんですけども、どうでしたかね。

○議長（三重野精二君） 総合政策課長。

○総合政策課長（島津 義信君） 記憶をしておりません。（「そうですか」と発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これより承認第5号を採決します。本案は、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて「由布市火災予防条例の一部を改正する条例」は、承認することに決定しました。次に、日程第5、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例

の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これも法律そのものは今年の6月27日になってます。同じ質問なんですけども、これがどうして気が付かれたのか。教えて頂きたいというふうに思います。

○議長（三重野精二君） 市民課長。

○市民課長（佐藤 鈴江君） 8番議員さんの質問にお答え致します。前の承認事項と同じように、平成20年3月の定例会終了後に、条例の整備についての再確認を総務課担当者がしておりますところ、条例改正の漏れが分かりましたので、今回専決の決済を受け、専決処分の承認を議会の方に報告をしたということです。よろしいでしょうか。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ちなみに、この施行がですね、3月31日までの間に施行するというふうになってんですけども、いつの日でしょうか。

○議長（三重野精二君） 市民課長。

○市民課長（佐藤 鈴江君） 平成19年の6月27日法律第104号で、この法律の施行年月日は、平成20年3月31日までの間において政令で定める日ということになっておりました。この政令が出たのが、平成19年政令第366号で、20年の3月1日から施行するというように決まっております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その間、議会が2回あってんですね。それにも間に合わなかったということはどういうことなのか、もう少し分かりやすく教えて頂きたいんですが。

○議長（三重野精二君） 市民課長。

○市民課長（佐藤 鈴江君） 社会保障協定のこの案件につきましては、先ほども言いましたように、大変3月1日から施行するというふうに政令で定められておりましたが、先ほど説明したとおり、平成20年の第3回定例会後に改正が漏れていたということが分かりましたので、早い時期に議会の方に承認をお願いしたいということでした。

○議長（三重野精二君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これより、承認第6号を採決します。本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

○議長（三重野精二君） 起立多数です。よって、承認第6号、専決処分承認を求めることについて「由布市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」は、承認することに決定しました。次に、日程第6、議案第79号、教育委員会委員の任命についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） これはもっと、最初選任したときに、任命したときの同意のときに気が付くべきだったんですけども、裏の履歴書を見て下さい。平成17年10月、由布市教育委員会委員（暫定教育委員）というふうになってます。その前に、挾間町の教育委員というのがないとおかしいんじゃないかというふうに私は思うんですけどもね。確かあの当時、各町の教育委員の中から教育委員を選ぶみたいに聞いてったんですけどもね。それでなんでそれが載っていないか、それが分かるように教えて頂きたいんですが。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 私が知り得る範囲では、旧挾間町の教育委員さんではなかったと思っております。17年10月の暫定教育委員については、その当時、土山さんが選ばれたと聞いております。別の女性の方に引き続いて、挾間町から教育委員として選任されたと聞いております。

○議長（三重野精二君） 8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 当時、教育長だった人もおられるんでね、清永教育長にお尋ねしたいんですけども。ここに女性の任期が書いているんですけどもね。どこかな。清水さんという方なんですけども、任期が12月なんです。どこにいったかな。それで任期がきてないのに、他の人に代わって出たっていうのが私にはどういうことなんかな。これですね、清水智恵さん。平成14年12月21日に任期満了となりますということで、ちょうど3年後の合併した当時の17年12月21日、20日ですか、前日の。付けで任期満了じゃけん、21日ではないんです。12月までであったはずなのに、どうしてこういうふうになったのかというのが、私にはちょっと、当時聞けばよかったんですけどもね。ちょっと理解出来ないんで、分かってる範囲で教えて頂きたいんですが。

○議長（三重野精二君） 教育長。

○教育長（清永 直孝君） お答えします。私も、その辺の日にちまで定かではなくて大変申し訳ないんですが、清水委員さんは挾間町の最後の女性の委員だったという確認といたしますか、そして、由布市になってからは土山さんが教育委員になられたということしか、ちょっと記憶にありません。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 実は、地方教育行政法の中の18条ですね。最初の委員の選任に

については、当該市町村、いわゆる合併前の当該市町村の教育委員の中から選任するというふうになっているんですね。だから、当該市町村の教育委員でもない人がなられたということで、もちろんそれを追認してですね、議会が追認して、その次の選任で同意しているから法的には問題はないと思うんですけど、選ぶ過程でそういう齟齬があったんじゃないかというふうに私はちょっと危惧したもんですから、そこ辺を再度確かめて皆さんにもですけど、お知らせして頂きたいと思います。お願いします。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） じゃあ、基本的なことを市長にちょっと、人事案の提案ですのでお伺いをしたいと思います。今、合併前からの引継ぎでちょっと私もその点は気づいておりましたけども、指摘がありましたので、その点は省きますけども、3年間ですね、この3年間の土山さんの教育委員としての実績をどのように評価されて再任ということにされたのかですね。その辺をお伺いしたいというふうに思っております。経歴については以前と全く同じで変わっていませんので、再任ということで求められる時にはたぶん実績の評価だろうというふうに思います。地方教育行政法も改正になりまして、第27条に教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等というのが、今年から教育委員会全体に対してですけども行なわれるようになりました。その教育委員会が事務執行に対してどのような実績を上げたのかということ、逐一評価して議会にも報告しなさいよということが今年から義務付けられたんですね。ですから、その初年度でありまして、教育委員自体の評価というのはこの法律では謳われてませんが、やはり再任ということに関しては何らかの実績を市長が評価されたんだろうと、私は考えるんですね。そういったことが議会に再任の時は、私はワンペーパーあってもよろしかったんじゃないかなというふうに思っているんです。例えば、定例の教育委員会でこういった提案をされましたよとか、そういった実績がきちっと書面で表れて、ああ、こういった3年間活躍をされたんだな、じゃあ、再任に相応しいなということが、議会で改めて審議されるのではないかなというふうに思うんですけども。どういった点を評価されたのか、その点について、市長、ちょっと教えて下さい。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 土山委員さんの件につきましては、この3年間いろんな形で話をしましたし、卒業式、入学式等々の告辞等々の中にも土山さんらしい教育に対する思いが、そしてまた子どもたちの思いが語られておりまして、私はいつも感激をさせられておりました。その視点というのは、やはり子どもたちの将来と本当に子どもたちの、或いは行政側ではなくて、家庭、子どもたちの立場にたった、その取り組みをいつも根底にすえてやられていると。そのことを私は強く思っており、感じておりましたので、今回もそういう立場から教育委員として頑

張って頂きたいと。そういう思いで再任を提案させて頂いております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 市長が個人的に話されて、そういうことを感じられたということは、私は否定は致しません。それが具体的に教育委員の資質の向上であるとか、教育委員会の活性化ということが謳われている昨今において、私は先ほどの全協の中で、いや再任だからそんなのいいんだというようなことは認識不足であるというふうに思っているんです。再任であるからこそ、どういった実績を残されたのかということ具体的に示されなければ、なかなか再任の理由ってのが難しい時代になったんじゃないかなというふうに思っているんですね。一連の事件がございました。その時の教育委員であるからには、教育長を選任したには、選任に対してはその責任がありますよということはこの議場で言わせて頂きました。そのことについて市長は直接でも良いですけど、土山さんから今回の一連の事件に関して、自分たちが選任した教育長が逮捕されたということに関して、何か所感なり感想なりを伺ったことがあるのか、その点を1点ちょっと伺いたいのと、先般の議会の時に、私は、教育委員の公募もというようなこともご提案させて頂きました。市長は、ちょっと研究してみようというようなことを言われてました。この間2ヶ月ちょっとありましたけども、その研究をされたのかどうかですね。その点に関しても、2点お伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 教育長に選任したということは、この点につきましては、その当時、その方がそういう人であるということが本人たちが分かっていたらそういうことはしなかったと思いますけども、その時点では何も分からない状況の中で選任をされたと思いますので、その点についての話とかしたことはございません。それから、公選につきましては、まだ今研究をしておりますけども、この公選制が良いのか、そういう形がいいのかということは、もう少しじっくり考えていきたいと思っております。

○議長（三重野 精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 当然、その当時分かってなかったのは当然なんです。だから道義的に責任を感じておられるのならば、その気持ちをお聞きしたかったなということなんです。お聞きしてないということですので、ご提案ですけども、再任ということにあたっては、今後、定例の教育委員会でどのような発言をされたのかとかですね、そういったことを私たちが調査する暇が欲しいんですね。今回に当たってはほんの一日しかなかった。その中で何も調査が出来てないんですね。臨時会そのものに上げること自体が私は反対でありますので、やはり直近の定例会できちっと上げていくと。そういったことを要望しておきたいというふうに思います。答えは結構です。



○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 先ほど市長が提案理由説明の中で、保護者の立場からというようにあったと思うんですが、そういう1つの代表者枠というようなものがあるのか、それともう1つ、女性という選定枠みたいなものがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。それと、経歴ですとPTAの活動をまだされているのかどうか、その3点、お聞きします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 保護者の立場からというのは、これまで、お子さんを直近におられるということと、PTAの関係をしっかり取り組んでこられたと、そういう立場に立った面もちゃんと備えられているということであります。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 保護者は1名以上必ず必要という枠が義務化されております。委員の中に。現在はPTAの方はされておられません。保護者でありますけどもPTAの役員はされておられません。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） もう1人、足利委員さんも、今現在まだ保護者ですよ。そうするとダブっているということにもなるわけですよ。

〔「1名以上でございます。」と呼ぶ者あり〕

ああ、1名以上。

それともう1点ですね。17年の11月に教育委員をそれぞれ、任期は違いましたけどもそれぞれ終了年度は11月で皆さんご一緒だったと思うんですが、何で9月の定例会の時に提案をされなかったのか。皆さん、任期は全員11月に終わると、一緒だと思うんですが、その辺なぜ、臨時会に提案されたのかと。先ほど2番議員さんが言われましたように、定例会ではなくて、いわゆる、委員会付託をして、しっかりその辺、再任も含めて議論を頂く中で結論を出して頂きたいと思ったんですが、こういう臨時会に何で期間もない中に提出されたのかをお聞きします。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 議員さんのおっしゃるとおりで、直近の定例会で委員さんの人事案件を提案するのが当然でございましたが、私どもの不手際といたしますか、ちょっと議案を出すのが遅れましたので議運の方に間に合わなかったといたしますか、すれすれになりましたので取り下げをしましたので、今回の臨時会になりました。今後につきましては、直近の定例会で審議されるような事務手続きを取っていきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 直近の定例会でするのが一番相応しいのですが、11月の18日というのは、9月議会ですると、もし、任期がそれで終了する場合は、後の方がもう2ヶ月前に決定しているという状況で教育委員を務めるということは、いかがなものかというご意見もございました。そういうことから、この件については臨時会で、任期終了前にする方がいいのではないかという判断がありました。定例会でするのが相応しいというのは、私も十分承知しております。

○議長（三重野精二君） 10番、太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 新規の人を出すのならそれでもいいんですけど、再任を今提案しているのに、市長が今説明されたことは、ちょっと逆に、されたことによって、納得がいかないんじゃないかと思えますね。新しい人を提案するのなら、市長の理由は分かりますけど、再任者を市長が言うような今の提案理由で出されるというのは、非常にちょっとおかしいなと思えますが。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そのとおりであります。今後そういうことになった時に、今回は再任だから何時でもいいと思ってたんですけども、そういう提案が遅れたということです。これからは、もし替わる場合については、そういう形を取らせて頂く場合もあるというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 討論なしと認めます。これより、議案第79号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の、えっ。

〔「議長、動議。」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 採決の方法を起立採決ではなく投票の方式にして頂きたいというふうに動議を提出させていただきます。

○議長（三重野精二君） ただ今、2番高橋義孝君より採決の方法の動議が出されましたが、この場合、会議規則第71条の規定により3人以上の要求を必要とします。よって、この要求に賛成の方は起立をお願いします。

〔議員23名中起立3名〕

○議長（三重野精二君） この要求は3人以上の要求がありますので成立しました。よって、この採決は無記名投票で行います。

ここで暫時休憩します。そのままお待ち下さい。再開を11時10分とします。

午前11時05分休憩

.....  
(会場準備)  
.....

午前11時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開致します。これから、議案第79号を採決致します。この採決は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(事務局、出入口閉鎖)

○議長（三重野精二君） ただいまの出席議員数は、24人です。ここで立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、7番溝口泰章君、11番二宮英俊君、及び12番藤柴厚才君を指名します。

○議長（三重野精二君） それでは、投票用紙を配付致します。

(事務局、投票用紙の配布)

○議長（三重野精二君） 念のため申し上げますが、本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載をお願いします。投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

(事務局、投票箱の点検)

○議長（三重野精二君） 立会人、前にお願いします。異常なしと認めます。

(3名、所定の位置に移動)

○議長（三重野精二君） ただ今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。なお、投票中、賛否の明らかでない投票及び賛否の表明をしない投票は「否」と見做します。それでは、点呼を命じます。

○議会事務局長（野上 安一君） 2番高橋義孝議員、4番新井一徳議員、5番佐藤郁夫議員、

6番佐藤友信議員、8番西郡議員、9番渕野議員、10番太田議員、13番佐藤議員、14番江藤議員、15番佐藤議員、16番田中議員、17番利光議員、18番久保議員、19番小野議員、20番吉村議員、21番工藤議員、22番生野議員、23番山村議員、24番後藤議員、25番丹生議員、7番溝口議員、11番二宮議員、12番藤柴議員。

(事務局長点呼 ～ 議員順次投票)

○議長(三重野精二君) 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三重野精二君) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。

(事務局、開票)

○議長(三重野精二君) 投票の結果を報告します。

投票総数23票、有効投票23票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成20票、反対3票。

以上のとおり賛成多数です。よって、議案第79号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。議場の出入口を開きます。

(事務局、出入口を開く)

○議長(三重野精二君) 以上で、本臨時会の議事日程は、全て終了致しました。

---

○議長(三重野精二君) 市長、閉会挨拶。

○市長(首藤 奉文君) 平成20年第4回臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。本日は提案致しました全議案につきまして、承認、ご賛同を頂きまして誠にありがとうございます。

さて、いよいよ秋も深まり、これからいよいよ日に日に寒さが厳しくなってまいりますけども、議員皆様方にはどうか健康にご留意をされまして議員活動に活躍されるようご祈念申し上げます。なお、次回の定例会は12月3日に招集する予定にしていることをお伝え申し上げます。閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長(三重野精二君) 以上をもちまして、本日の第4回臨時会は終了致しました。秋も本番

を迎え、紅葉もいい季節です。12月定例会まで1ヶ月余りとなっております。議員各位には健康に留意をされ、議員活動にお励み頂きますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とします。

これにて、平成20年第4回由布市議会臨時会を閉会致します。

午前11時30分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員